

一般社団法人東京農工大学同窓会 同好会に関する細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、一般社団法人東京農工大学同窓会 運営委員会に関する規程第8条十一号 に基づき、同好会に関して必要な事項について定める。

(同好会登録基準)

第2条 同好会は、活動内容の類似した正会員又は同好の正会員20人以上で構成された集団でなければならない。なお、同好会への参加は2同好会までとする。

(同好会登録申請)

第3条 同好会として登録を希望する団体は、別紙1・2の「同好会登録申請書」を運営委員会に提出しなければならない。

(同好会登録承認)

第4条 同好会の登録の承認は、運営委員会の審議を経て理事長が行ない理事会に報告する。

(活動費・活動報告等)

第5条 同好会の活動費の申請及び活動報告等は、一般社団法人 東京農工大学同窓会運営補助に関する規程第2条第1～2項による。

(同好会の廃止)

第6条 同好会から前条の活動報告が2年以上ない場合および同好会会員が20名を満たさないこととなった場合は、理事長の承認を経て廃止し、理事会に報告する。

(細則の改廃)

第7条 この細則の改廃は、運営委員会の審議を経て理事長が行い、理事会に報告する。

(事 務)

第8条 同好会との連絡に関する事務は、事務局において処理する。

附 則

この細則は、平成30年11月10日施行、平成30年10月1日より適用する。

(令和6年2月9日、第6回運営委員会にて一部改正)

同好会設置申請書

一般社団法人 東京農工大学同窓会運営委員会 殿

申請者氏名 印
卒年学科等
住 所
電 話
e-mail

私儀は、「一般社団法人東京農工大学同窓会同好会に関する細則第3条」の規定に基づき、同好会の設置について、下記のとおり申請いたしますので承認方よろしくお取り計らい願います。

記

- 1、同好会の名称
- 2、同好会の会則（案） （別添）
- 3、同好会の活動内容
- 4、同好会の活動開始予定年月
- 5、同好会の会員名簿（別添）
- 6、同好会の会長名
- 7、①同好会の連絡員名
②連絡員の卒年学科等
③連絡員の住 所
④連絡員の電 話
⑤連絡員の e-mail

別 紙

同好会の会員名簿

NO	氏 名	卒年学科名等	他の所属同好会名	注) 参照
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

注) 一人の会員が2か所の同好会に所属している場合は、他の所属同好会名を記入する。